

1 第2次行革プランの徹底した検証と新たなプランの着実な推進

県では平成20年度に新行革プラン、22年度には第2次行革プランを策定し、毎年度議会に報告しながら、行財政全般にわたる改革を進めてきた。しかしながら、今年度の県予算における収支不足額は、未だ735億円に上り、平成30年度までの収支不足額も2,000億円を超え、地方一般財源総額の伸びが期待できない中、厳しい財政状況が続くものと見込まれている。

本年度は、行財政構造改革の推進に関する条例に基づき、プランの全項目について、これまで3年間の取組を点検・評価するが、持続可能な兵庫づくりのために、この総点検を通じて厳しくそれぞれの事業を取捨選択し、行財政基盤をより確かなものにしていくことが重要である。

そこで、我が党議員団においては、第2次行革プランの進捗状況を確認し、適切な提言を行うため、「行財政構造改革調査検討委員会」を立ち上げ、財政状況、組織、公的施設、公営企業、公社、外郭団体など、すべての項目について検討を進めている。第2次行革プランの総点検にあたっては、今回の提言を踏まえながら検証を行うとともに、見直しすべき方向性と具体的な取組等に関しても、我が党議員団との十分な協議に基づき進めること。

また、計画どおりに進んでいない項目を重点的に検証し、改善方策を講じるとともに、10県民局体制のあり方や公社、外郭団体等の統廃合、企業庁の業務整理などについて、新たな視点で、再度、検討すること。

加えて、少子高齢化、地域格差、エネルギー需給の動向など社会経済情勢の変化や「経済財政運営と改革の基本方針」、社会保障制度改革国民会議の議論など国の政策動向を踏まえるとともに、国から地方への権限移譲など地方分権改革による近い将来の国と地方との役割分担をも見据えた見直しを行うこと。

さらに、歳入の確保にあっては、地方交付税の充実確保は引き続き喫緊かつ重要な課題であることから、国への働きかけをさらに強めるとと

もに、自主財源の確保に向けて、徴収歩合の向上や個人住民税の特別徴収を中心とした税収確保に一層強力に取り組むほか、課税自主権の活用、未利用地の売却促進等について取組を進めること。

一方、厳しい財政状況にあっても、県民から求められる新しい時代に対応した県政を推進する必要があることから、新たな行革プランの策定後においても、効率的・効果的な経費支出に努めつつ、限られた財源の中で選択と集中をより明確にして、県民が十分納得できる改革とするとともに、毎年度の成果についての徹底した検証と、社会・経済情勢に応じた迅速な見直しを行うこと。

2 南海トラフ巨大地震対策など防災・減災・危機管理対策の推進

南海トラフ巨大地震については、超広域にわたる巨大な津波、強い揺れに伴い、西日本を中心に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、県民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる。また、山崎断層など内陸型地震についても発生が危惧されており、各地域の被害想定に応じた事前の備えが求められる。

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらした。その教訓を踏まえて、大規模地震対策に当たっては、あらゆる可能性を考慮することが必要である。

このため、南海トラフ地震が引き起こす津波高を考慮した津波浸水シミュレーションや地震動の影響等を加えた緻密な被害想定を作成するとともに、フェニックス防災システムの精度向上、緊急情報伝達システムの充実強化など、被害軽減のための調査研究及び体制の充実強化を図ること。

また、巨大な津波に対しては、命を守ることを基本として、被害の最小化を主眼とする減災の考え方にに基づき、防波堤等のハード対策にのみ頼るのではなく、県民の災害対応力を高めるため、避難路や危険箇所の確認、避難訓練など地域ぐるみの取組の促進、支援が重要であることから、ハード・ソフト両面にわたるバランスの取れた総合的な対策を講じること。

こうした防災・減災対策の強化と合わせて、新型インフルエンザや口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの各種多様な有事に備え、職員の危機管理意識の向上を図るとともに、災害対応マニュアルの充実や訓練・研修の実施等により、危機管理対策をさらに強化すること。

さらに、本県は関西広域連合において広域防災を担っていることから、関西という枠においても、これまで蓄積したノウハウを活かしながら先導的な取組を進めること。

一方、東日本大震災被災地への支援については、住民主体のまちづくりや地域コミュニティの再生、被災者のこころのケアへの支援など被災者の自立を支援していくよりきめ細かな対応が必要となることから、被災地のニーズに適切に対応した効果の高い支援のあり方を十分に検討しつつ、阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かせる本県ならではの支援を推進すること。

3 電力需給への適切な対応をはじめとする総合的なエネルギー対策の推進

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全確認等のために各地の原発が停止し、全国的に電力需給が依然として厳しい状況にある。

昨年度は大飯原発3・4号機の再稼働、火力・水力発電の活用による供給力の増強に加えて、県民や企業の節電努力により、計画停電に至ることはなかったが、今後、原発の安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めるとともに、電力需給の安定に向け、低コストで安定的な電源の増強が必要である。

このため、再生可能エネルギーも含め、我が国のエネルギー政策を早期に確立させるよう国に働きかけるとともに、県としても、県民生活や企業の経済活動への影響を分析しつつ、中長期的なエネルギー確保に向けた取組や非常時におけるセーフティネットの構築を含めた電力需給のあり方について見解を示すなど、総合的なエネルギー政策の構築を行うこと。

4 地方分権の推進

成熟社会を迎え、質的な充実に対する住民ニーズが高まる一方で、少子高齢化をはじめとする社会情勢が変化する中、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、我が国を多極分散型の構造に転換していかなければならない。

このため、国と地方が分担すべき役割を明確にし、国から地方への権限移譲を一層進めるとともに、地方税財源の充実強化と偏在是正や国による義務付け・関与廃止・縮小等について、全国知事会や地方六団体等を通じ国への提言を強めるなど、第二期地方分権改革の趣旨実現に向け、さらなる取組を進めること。

さらに、関西広域連合は、単なる事務の共同処理組織にとどまらず、政策事務に関する広域計画の策定や広域にわたる総合的かつ計画的な処理を行う広域自治体として、政策面での実績を一層強固に積み重ねるとともに、道州制導入による諸課題についても研究を深め、構成各府県とも十分に協議を重ねて合意形成を図り、国に対して積極的に提言していくこと。

5 地域の活力の増進

少子高齢化や都市・農村間における人口偏在の進展により、中山間地域等を中心に地域の持つ活力が低下し、地域間格差が生じている。

また、個々の地域においても、人と人、人と地域のつながりが希薄化していることなどから、自治会などの地縁団体の弱体化が進むなど、地域内の元気が失われつつある。

成熟社会を迎え人々の価値観が多様化している今日、各地域が、それぞれの魅力、地域資源を活かしながら、地域分権改革の主旨である自らの考えと責任により自立した地域を創造し、活性化することによって、我が国全体の活力をアップさせることができる。

そこで、県と市町との適切な役割分担の下、地域の強みをさらに発揮できるような、創造性、斬新さに溢れた取組を各地域で展開すること。

(5項目)

1 実効性のある少子対策の総合的推進

少子化による人口減少や高齢化は社会の活力を奪うとともに、社会保障制度の持続性を損ないかねない大きな問題であることから、少子化に歯止めをかけるため、さらなる有効な対策が求められている。

本県では、平成 17 年度に少子対策本部を設置して以来、全国に先駆けた多種多様な取組を実施してきたが、次の段階として、選択と集中により目に見える形で事業の仕分けを行い、効果の高い事業に財源を集中的に投入し、事業実施の実効性をより高めていくべきである。

その際には、各市町と連携を取りながら、比較的早期に効果の発現が見込まれる事業だけではなく、結婚・子育て・家族の大切さを確認するため、若者に対する意識啓発のほか、家族の絆や地域のつながりを取り戻す施策を展開するなど、中長期的な観点からの取組も併せて推進すること。

2 子どもの健全な育成対策の推進・強化

近年、核家族化や女性の社会進出、地域のつながりの希薄化に伴って、家庭や地域での子育て力が一段と低下している。

そこで、子育てに対する親の自覚と能力を高め、親が子育てを通じて子どもと共に成長するよう親学の普及に努めるとともに、親に対する育児指導の徹底、保健所や保育所等での相談・指導の充実などについて積極的に取り組むこと。

親の就労の有無にかかわらず利用可能である「認定こども園」整備推進を図り、待機児童の解消に努めるなど、働く親の負担の軽減を図るとともに、育児不安の大きい専業主婦家庭の子育て支援を充実させるため、子育て不安に対応した相談機能の充実・強化や、親子の集いの場の提供を積極的に図ること。

一方、対策が講じられつつも、痛ましい事件が急増し、社会問題となっている児童虐待については、市町が一義的な窓口ではあるが、それを強

力に支援する県の取組が不可欠である。よって、こども家庭センター等の機能・体制の強化を図るとともに、市町、警察、学校、医療機関、保健所、児童福祉施設など関係機関と連携し、事件を未然に防ぐ取組を進めるとともに、要保護児童の安全安心な生育環境の整備を進めること。

3 安心と活力に満ちた高齢社会づくり

安心と活力のある高齢社会を実現するためには、就業や地域活動への参画などを通じた高齢者の生きがい創造のほか、福祉基盤の充実が不可欠である。

そのためには、今後は高齢化がさらに進むことが予想されており、「要支援」向けサービスを介護保険から市町村に移行する社会保障国民会議の案など、国の介護保険制度における給付・負担の抜本的な見直しを視野に入れながら、要支援・要介護認定者数の急増に対処できるよう、介護保険制度の適正で安定的な運営や介護保険施設等の整備、介護人材の量的確保や資質向上に努めるとともに、居宅介護サービスや定期巡回などの見守り体制の充実、地域包括支援センターの機能強化など、高齢者が住み慣れた地域で支えられ、安心して暮らし続けることを可能とする体制を構築すること。

また、高齢者の増加に比例して認知症患者が急増しているが、認知症は、日常生活を送る機能を奪うだけではなく、長期的な介護を必要とし、本人だけでなく家族の負担も大きいことから、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指し、認知症への理解を深める取組や、早期発見・早期治療の推進、地域医療体制の中核となる認知症疾患医療センターの全圏域での設置を進めるとともに、かかりつけ医の養成や相談・見守り体制の充実など、地域におけるケア体制の整備をより一層図ること。

4 障害者の暮らしと自立に向けた支援策の推進

県民だれもが安心して日常生活を営み、活動できる地域社会を実現するため、様々な困難を抱える障害者の暮らしや自立への支援が必要である。

そこで、今年度4月に施行された「障害者総合支援法」を踏まえ、障害程度区分認定事務等を実施する市町の体制づくりを支援し、事業者の指定や適正指導、障害福祉計画の着実な実施などを通じて、サービス基盤の整備を一層進めること。

また、利用者の負担に対する軽減策等を引き続き実施し、現在の負担水準を当面維持すること。

さらに、報酬の日額化により経営状況が悪化している事業者の経営基盤強化の取組を支援するとともに、新たな障害者福祉制度の構築においては、地方の意見も反映し、障害者の安心につながるものとなるよう積極的に国へ働きかけること。

このほか、障害者が能力・適性に応じて働くことができるよう、雇用施策との連携により就労機会を確保し、自立と社会参加を促進すること。

また、働き盛りの年代を襲う若年性認知症への対応や、未就学児はもちろんのこと、発達障害を抱え社会適応が困難な成人を含むあらゆる年齢段階に即した発達障害の早期発見、早期支援に向けた体制の確立を図ること。

地域偏在がある医療型障害児・者施設について、未設置の地域への施設整備、入所が必要な重症心身障害児・者に対する支援のあり方を検討すること。

5 自殺防止対策の推進

政府は、平成18年に自殺対策基本法を施行するとともに、それに基づく「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺死亡率の2割低減を目標に対策に取り組んでおり、平成24年は15年ぶりに3万人を下回ったが、目標達成にはほど遠い状態にある。

県内の状況も概ね同様であり、昨年の県内自殺者数は、4年ぶりに1,300人を下回り、平成10年に急増して以降、最も少ない数であった。

そこで、平成28年までに県内自殺者数を1,000人以下とする目標を掲げ、「いのちと心のサポートダイヤル」を始めとする相談体制の充実や健康診断等を活用したメンタルチェック、救命救急センターに精神福祉

士等を配置する自殺ハイリスク者対策、市町が実施する自殺対策事業への支援などに取り組んでいるが、引き続き市町や関係団体、事業所、医療機関等との連携強化に努め、尊いのちを一人でも多く救うことができるよう、事前予防、危機対応、事後対応の各段階に応じた総合的な取組を継続的に実施し、特に、増加傾向にある若年層やうつ、失業者、自殺未遂者等への実効性のある取組を充実・強化していくこと。

6 医療の確保と健康づくりの推進

医師確保は全県的な課題であるが、へき地をはじめとして、地域の拠点病院や診療所等において地域医療に従事する医師の不足が顕著である。

また、とりわけ小児科・産婦人科・麻酔科等の特定診療科における医師不足は、依然として深刻な状況にあることから、医師の量的確保とともに、地域・診療科間の偏在対策にも取り組む必要がある。

そのため、大学医学部と連携したへき地勤務医師の養成・確保、研修医の県職員としての採用、兵庫県医師会が行うドクターバンク事業や女性医師確保のための環境整備への支援のほか、地域に応じた県独自の各種研修制度の充実などに引き続き取り組むほか、医師人材養成・派遣の全県拠点として開設予定の「地域医療活性化センター（仮称）」の設置を支援し、関連する大学、県立病院、公立病院、医師会との連携を図りながら、適確な医師確保対策を着実に推進すること。

また、救急医療については、夜間休日診療の充実、小児救急医療電話相談（＃8000）やドクターヘリの拡充など、県下各地域における救命救急の体制整備を早急に進めること。

さらに、これら地域医療体制の整備を進める一方で、限られた医療資源の有効活用と医療費の抑制を図るため、「健康づくり推進条例」とその基本計画である「兵庫県健康づくり推進プラン」に基づき、生活習慣病、歯科保健、うつ病等の対策に重点的に取り組むほか、病気を未然に防ぐという予防医療の観点を含めて、県民の健康づくりを推進すること。

加えて、日本人の死因で最も大きな要因となっているがんについては、これまでの「対がん戦略」の成果と現状における課題を分析し、平成 24

年度に策定した「がん対策推進計画」に基づき、予防・早期発見から医療、ターミナルケア等、がん患者の心のケアを含めた心身両面への総合的な対策を推進すること。

また、今後、新たな予防接種を実施するにあたっては、ワクチンの有効性、安全性等について十分に確認した上で、勧奨すること。

7 県立病院の構造改革

高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を効果的かつ効率的に提供するとともに、他に中核となる医療機関のない圏域において地域医療の確保に取り組むという県立病院の役割を踏まえた病院づくりが強く求められる。

そのためには、「病院構造改革推進方策（改訂版）」及び「県立病院改革プラン（改定版）」に基づき、病院事業全般にかかる構造改革の取組を着実に推進し、経営基盤の強化を図るとともに、医療の充実や安全確保、患者サービスの向上などに努め、県民がより良質な医療を安心して受けることができる体制を整備すること。

なお、これらの構造改革の取組を進める一方で、その必要性を十分に勘案し、県民の信頼に応える良質な医療を継続的に提供していくために真に必要だと判断される場合には、研究機材の更新も含め研究費の予算化を図り、適正な人材の確保に努めるとともに、老朽化・狭隘化した施設の建て替えや、高額医療機器の整備など、施設・設備の計画的な整備を進めること。

（ 7項目 ）

産業労働部会

1 確かな回復に向けた経済・雇用対策及び中小企業支援の推進

本県の経済情勢は、円高・デフレ、海外経済の減速などを背景に、生産・雇用情勢とも足踏み状態が続いてきたが、行き過ぎた円高の修正が

なされ、株価も回復し始めている。

本県の経済・雇用の確かな回復に向けて、新しく策定される「ひょうご経済・雇用活性化プラン（仮称）」に基づいた実効性ある対策を適時・的確に実施することで、グローバル化の進展や人口減少社会の到来、成熟型経済への転換など、今日の社会経済情勢の様々な変化に的確に対応しながら、本県経済の持続的な成長へとつながる多様で安定した雇用・就業の実現を図ること。特に、就業対策については、若者の雇用促進と合わせて、女性、高齢者、障害者など誰もが力を活かせる就業環境の整備を進めるとともに、離転職者の早期就職に向けた訓練及び職業能力開発の充実を図ること。

とりわけ本県の地域経済に大きな役割を果たしている地域産業や商店街、観光関連産業などの中小企業の経営環境は、産業の空洞化や消費の低迷等により、非常に厳しいものとなっている。そのため、経営革新や事業の転換、新分野への進出支援、さらには雇用のミスマッチ解消や人材育成等中小企業の課題に応じた適切な対応を図るとともに、県内業者への発注促進や新規創業に対する支援を強化すること。また、引き続き制度融資枠の確保や設備の高度化等の支援、商業団体の支援を図るとともに、これら制度の円滑な活用に向けて積極的なPRに取り組むこと。

2 成長産業の育成と企業誘致による産業集積の形成

世界規模での地域間競争が激化するなど、企業誘致は厳しい状況にあり、その取組強化が求められる。

県内に、SPring-8 やX線自由電子レーザー「SACLA」、スーパーコンピュータ「京」など、世界的な科学技術基盤を有している本県の特徴を最大限に活かし、地元の市町、産業界とも十分に連携を図りながら、医療、環境、エネルギーなどの成長産業を中心に拠点地区等への産業集積を促進すること。

産業集積の促進にあたっては、産業集積条例を活用し、県下の産・学・官を有効に活用して優れた国内外企業を戦略的に誘致するとともに、地元の正規雇用の促進にも留意しながら、例えばポートアイランドにおけ

る医療産業都市構想のように特色を活かしたクラスター形成を図ること。

また、産業集積の活性化に向けて、企業立地促進法を活用し、地元の市町や関係団体と連携して、地域の強みを活かした立地戦略を策定し、地域の特性を踏まえた個性ある産業集積の形成を図ること。

産業集積の形成後においても、誘致した企業や研究機関の地域への経済・雇用効果のフォローアップを実施すること。

3 本県の強みを活かした観光の振興

人口減少社会を迎える中、地域の活力を高め、賑わいづくりにつなげるためには、観光ツーリズムの推進を通じて、交流人口の拡大を図っていくことが必要である。

そのため、姫路城や山陰海岸ジオパークに代表される県内の優れた史跡や自然景観に加え、NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」などタイムリーな観光資源を活用しながら、地域の「食」や農林水産品のブランド化の取組などとの連携を図り、より魅力ある地域づくりを通じて、兵庫の魅力を全国に向けてPRする「あいたい兵庫キャンペーン」を継続することで観光関連産業の振興を図ること。

また、円安の影響により増加する外国人観光客の本県への誘致を促進するため、県内市町や関西広域連合など近隣府県、関係機関との連携のもと、例えば京都・大阪・神戸の「三都物語」に関連した企画を展開するなど、本県の多彩な魅力をアジアをはじめ世界に広く発信し、広域的なツーリズム振興を図ること。

さらに、アニメや芸術などテーマ性のある新たなツーリズムを提案することで、旅行者の多様なニーズに対応し、さらなる観光客の誘致に取り組むこと。

(3項目)

1 国内外の産地間競争に勝ち残る力強い農林水産業の確立

T P P 交渉の結果次第では、本県農林水産業に大きな影響が出ると予想されることから、大都市近郊に立地し、多様な自然環境に恵まれたひょうごの強みを最大限に活かして、国内外の産地間競争に勝ち残ることができる産業としての力強い農林水産業を確立すること。

そのため「ひょうご農林水産ビジョン 2020」に基づき、農業経営を継続できる支援体制の構築、「人・農地プラン」の作成支援や青年就農給付金の活用促進などによる担い手の確保・育成を進めるほか、農林水産物の品質向上による付加価値化と生産コストを低減するための技術開発や普及を促進すること。

また、消費者の需要を的確に把握した生産の拡大や県産県消への取組等を通じ、農業所得の増大に向けた各般の施策を戦略的に展開すること。

2 農業生産を支える基盤整備、機能保全の推進

老朽化や構造の不備により水害を招く危険性のあるため池や農業用排水路について、計画的な改修、補強を進めること。各種のため池整備事業では緊急改修度の高い危険なため池の解消を推進しているが、さらに地域住民や市町と連携し、農地や農業用施設等への被害を未然に防ぐため、引き続き事業費を確保すること。新たな行革プランに基づく行財政改革の下においても、農地等の基盤整備費については、「選択と集中」によりコスト縮減に努めるとともに、必要な財源は国へ強く要望し、地域の実情に沿った整備を行うこと。また、耕作放棄地の活用のための推進体制を強化するなど、不作付地の解消、耕作放棄地の再生・利用による農地の有効利用を図ること。

3 農林水産物のブランド化、6次産業化、輸出の促進

製品ごとのブランド戦略の策定や実践を支援するとともに、生産から流通、販売までを一連のものとして捉える6次産業化の取組に必要な技

術支援、人材育成を進めること。

県産品の消費拡大のため、県民の安全安心ニーズに対応した環境創造型農業を推進するとともに、兵庫県認証食品である「ひょうご安心ブランド」と「ひょうご推奨ブランド」の認知度向上を図り、生産、流通、消費の拡大をより一層推進すること。

また、現在の世界的な日本食ブームによる好機を捉え、安全安心かつ高品質な県産農林水産物の海外における認知度の向上を図り、輸出による需要拡大を図ること。

4 シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣対策の推進

中山間地域を中心に、シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣により大きな農業被害や森林被害が依然として発生しており、生産者の作業意欲を大きく減衰させていることから、被害を軽微にするための捕獲の実施、防護柵の設置支援、野生動物被害の補償をさらに進めるとともに、警察や県猟友会とも連携して猟銃免許者の減少対策や狩猟技能の向上を図る環境整備を講じるほか、捕獲した野生動物を有効に利用するためシカ肉やシカ皮等の活用を促進するなど、総合的な有害鳥獣対策を実施すること。

5 つくり育てる漁業の推進

世界的な規模で水産資源のさらなる減少が懸念される状況にある。

そこで、水産資源の持続可能な利用に向け、漁獲情報の的確な把握による資源管理や漁場の整備・環境保全を行うとともに、重要魚種の種苗生産や、ノリをはじめ、カキやトラフグ等の地域特性に合った新規養殖技術の開発等、栽培漁業の推進を図ることにより、消費者のニーズに対応した水産物の供給を安定的に行うこと。

6 森林整備・県産木材の利用促進

昨年度に策定した「新ひょうごの森づくり第2期対策」を着実に推進し、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図ること。また、「災害に強い森づくり」を計画に基づき着実に進めて、森林の防災機能のさらなる向上を図ること。

また、林業生産活動が可能な森林については、効率的な木材生産に向けて、「兵庫木材センター」を核とした川上から川下までが一体となった取組を進め、「植林・保育・伐採・利用」の林業生産サイクルの円滑な循環を図ること。

そのため、県や市町の福祉施設、教育施設等の公共施設での木造・木質化をはじめ、暮らしの中に木材を取り入れる運動の促進など、県産木材の利用促進を図ること。

7 都市農業の振興

阪神間をはじめ、市街化区域における農地は減少を続け、次世代に都市及び都市近郊の農業・農地を継承していくことが極めて困難な状況となっている。

都市及び都市近郊の農地は、人口集中地域への安全な野菜等の供給拠点であると同時に、ヒートアイランド防止など地球温暖化対策や災害時の緊急避難場所の面からも重要な機能を併せ持っている。

これらを十分に踏まえ、都市部固有の課題に的確に対応する施策展開及び制度改善に向けた取組を積極的に進めること。

8 環境適合型社会づくり

再生可能エネルギーは、新たな電力確保やエネルギー自給率を高めるだけでなく、温室効果ガス削減効果もあることから、電力需給の安定化と地球温暖化防止に向けて、再生可能エネルギーへの転換が求められている。

そこで、新しい国のエネルギー・環境施策の動向を注視しながら、県民や事業者の取組に対する支援策を充実させ、低炭素社会の実現に向け

た施策の展開を図ること。

また、廃棄物の不適正処理に対する監視体制の一層の強化を図り、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」に基づいた行政命令の執行に努めること。これと並行して、警察とも連携し、迅速かつ的確な取締りに努めること。

さらには、廃棄物の発生抑制や環境配慮型製品の購入の拡大など、環境適合型社会の実現に向けての啓発に積極的に取り組むとともに、学習拠点の整備など、環境教育の充実を図ること。

(8項目)

建設部会

1 自然災害に備えた安全・安心で強靱な県土づくり

近年多発する風水害や、近い将来の発生が懸念される東海・東南海・南海地震に備え、被害の最小化に向けた減災対策に取り組む必要がある。

このため、「津波防災インフラ整備5箇年計画」に基づく海岸防潮堤の早期整備や排水機場の耐水化などを確実に実施するとともに、橋梁や下水道施設、さらに住宅等建築物の耐震化を強力に推進し、海岸防潮堤の耐震点検などもあわせて総合的な津波・地震対策の強化を図ること。

「総合治水条例」については、その周知を図るとともに、計画地域ごとに定める地域総合治水推進計画は、県民の意見を踏まえて早急に策定すること。

また、減災のためのソフト対策としての浸水想定区域図の整備・作成、箇所別土砂災害危険度予測システム等については、対象地域において早急に完了すること。

加えて、土砂災害対策として平成21年度に策定された「山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」に基づき、県下全域を対象とした砂防えん堤等の整備を確実に実施すること。

2 活力ある兵庫の社会基盤づくり

県においては、県民局ごとに道路や河川等の社会基盤の中長期的整備計画として、「社会基盤整備プログラム」を今年度改定する予定としているが、多様な地域特性を有する県土の均衡ある発展を図るためには、「選択と集中」により、効率的・効果的で地域の実情に沿った整備が重要である。

人や物の交流を促進し、自立した地域づくりに不可欠な道路については、山陰近畿自動車道や北近畿豊岡自動車道、大阪湾岸道路西伸部等の高速道六基幹軸や名神湾岸連絡線及び播磨臨海地域道路を早期に整備するとともに、地域の暮らしを支える国道や県道の整備に努めるほか、「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」に基づき、老朽化施設の適切な維持管理対策に取り組むこと。

また、鉄道や生活交通バスなど、公共交通の維持と利便性向上を目指すほか、関西 3 空港については、空港アクセス強化や利用者拡大のための取組を進め、国には更なる規制緩和を働きかけること。

3 県内建設業者等の健全育成

県内建設業者の倒産件数は依然として高水準で推移し、県内の建設業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いている。

そこで、安定して仕事が確保できるよう、業者の県施策への貢献度等も加味しつつ、分離・分割発注や発注・完成時期の平準化等による受注機会の拡大を一層推進すること。また、公共事業の品質・安全を確保し、不当な低価格での受注による下請業者の倒産等を防ぐため、最低制限価格を適正に設定することとあわせ、工事の工程や品質の管理を徹底することで、不良不適格業者の排除を行うほか、元請けに対する指導監督も強化すること。

さらに、技術面での差別化や経営効率化を図ろうとする業者、また、得意分野の異なる企業の相互補完的な連携等、建設業の再編につながる取組や業種転換に対しては、融資制度等の支援を積極的に行うこと。

4 三宮駅周辺再開発を通じた活力あるまちづくり

JR や複数の私鉄等の駅が立地する三宮は、商業・中枢管理業務等の都市機能が集積した地域である。

しかし、大阪駅北地区において大規模な再開発が進められているところから、三宮の拠点性をより一層高めていくことが必要となっている。

そこで、鉄道会社が三宮駅周辺で計画する再開発事業の機を捉え、神戸市とも連携しながら再開発を推進することにより、都市機能の整備及び強化を図り、魅力的で活力あふれるまちづくりを進めること。

(4項目)

文 教 部 会

1 実効性ある第2期「ひょうご教育創造プラン」の策定・周知徹底

近年の少子高齢化、高度情報化、グローバル化などに加え、社会情勢や家族のあり方など、教育をめぐる状況の変化により様々な課題が生じてきたことを踏まえ、平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正されてから7年目を迎えている。

平成21年6月に策定された「ひょうご教育創造プラン」は、その改正教育基本法の理念を具体化したものであり、次代を担う人づくりを進めるため、本県の教育施策を推進する上での基本を示す重要な役割を担ってきたが、法に掲げる教育の目標には十分到達していないのではないかと考えられる。

そこで、今年度に策定される第2期「ひょうご教育創造プラン」においては、これまでのプランに基づく施策の検証を十分に行いつつ、法に掲げる目標の成果が確実に現れるよう具体的な取組をも盛り込んだ実効性あるプランとなるように策定すること。

さらに、本県教育の一層の振興を図るため、現行法制度上、国の計画を参酌するとの規定となっている市町計画については、県計画と整合性が保てる市町の計画策定を図るよう引き続き取り組むこと。

2 学力向上対策の推進

新学習指導要領等により改善に向けて舵を切った「学力低下問題」については、全国学力・学習状況調査の結果を活用し、35人学級編成などの「新学習システム」、小学校から中学校への円滑な接続を図る「兵庫型教科担任制」の推進など、学習環境の一層の充実が図られているところである。

しかしながら、新学習指導要領においても、小・中学校で行う評価は、絶対評価が中心であり、競争の緩和等が学習意欲の低下につながっていることには、大きな危惧を覚えざるを得ない。

そこで、向上させるべき「学力」とは何かを問い直し、評価の方法を再検討し、今の評価の方法をもう一度考え、学力向上対策の目標を明確にした上で、総合的かつ実効性のある対策を推進すること。

また、目的に応じて文章を的確に読む力、自分の考えをまとめ伝える力など、「ことばの力」を向上させる取組や、理科・数学に対する興味・関心などを高める取組の一層の充実を図ること。

さらに、国際社会で活躍できる人材をより多く輩出できるよう、日本の歴史文化、とりわけ我が国の成り立ちから近現代史を重視した教育や正しい領土認識の教育とともに、より実践的な英語教育を実施すること。

3 道徳教育の推進

道徳教育は、人が人として生きるための根幹であり、「命の大切さ」を認識させる上で極めて重要な教育分野であり、学校や家庭における役割と責任が重要となっている。

大きな社会問題となっているいじめ、凶悪化する少年犯罪等の背景には、家族を基盤とすべき規範意識や規律の低下に加え、己の欲求のままに行動することを抑える「自制心」、あるいは、必要な場合には我慢ができる「忍耐力」の欠如があると考えられる。これらを養うためには、学校における体系的な道徳教育の実施に加え、子ども達が学んだことを実践できるようにすることが何よりも大切であり、学校だけでなく、家庭、地域も一体となって取り組んでいくことが不可欠である。

については、ひょうご教育創造プランに、規範意識をはじめとした道徳心を身につけさせるとともに、伝統と文化、歴史に関する教育の推進等が重点目標として明記されていることから、これらの目標を具現化するためにも道徳教育副読本を学校と家庭において十分に活用し、個人の行動指針ともいえる道徳教育を全ての児童・生徒とその家族に浸透させるよう、さらなる推進を図ること。それと共に、公的施設において、道徳教育副読本に採り上げられている先人・先達の功績が理解できるような展示などの設置を図ること。

また、いじめについては、児童・生徒と教師が向き合える時間を確保できるよう業務のあり方を適切に見直すとともに、いじめを認識したときは、学校長のリーダーシップのもと、学年や学校で組織的に対応し、PTAや地域の理解と協力、さらに適宜、警察等外部機関の協力を得るなど、いじめの未然防止と発生時の適切な対応に努めること。

4 特別支援教育の充実

改正教育基本法の施行、学校教育法の改正による特別支援教育の対象範囲の拡大等、特別支援教育を取り巻く状況が大きく変化してきたことに伴い、生徒・児童数は増加し、障害も重度・重複化、多様化してきている。

このため、県教育委員会では、平成 19 年に策定された「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づく 5 年間の取組が行われたところであるが、さらに規模過大校解消等に向けた対策や、これまでの高等学校との交流・共同学習の成果と国の動向を踏まえ、昨年度から取り組んでいる次期特別支援教育推進計画の検討状況も加味しながら進めていくこと。

また、障害のある生徒と障害のない生徒との交流をさらに進めるとともに、LD、ADHD等の支援を要する児童・生徒のための支援教員の配置や市町の特別支援教育への支援などの充実強化を図ること。

特別支援教育は、社会の一員として可能な限り主体的に生活ができる力の育成を目指すものであるから、個々の状況に応じた卒業後の就労と、自立した社会生活に向けた後期中等教育の充実を図ること。また、住み

慣れた地域での社会参加につながるようにすること。

(4項目)

警察部会

1 地域と一体となった警察活動の展開と体制の整備

安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民全ての願いであるが、強盗、ひったくり、性犯罪など、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪や暴力団員等による犯罪も引き続き高水準で発生しており、県民の体感治安の悪化を招いている状況である。

県警察では、「犯罪の起きにくい社会づくり」の推進に向け、安全安心に役立つ防犯情報を必要とする地域住民等に伝達する防犯ネットワークの整備、万引きなど軽い気持ちで手を染めやすい犯罪の厳正な取締りによる規範意識の向上、県と連携した防犯カメラの設置促進による防犯環境の整備、青色防犯パトロールの増車等による地域における防犯ボランティア活動の活性化の4つを柱とした施策を推進するとともに、暴力団に対する暴力団排除条例の効果的な活用に取り組んでいる。

そこで、この施策を真に実効あるものにして、地域の防犯力を高め、自主防犯組織とのネットワークの構築を進め、行政だけでなく、県民・企業や学校と一体となった警察活動を県下に広く展開すること。

また、「若手警察官育成プログラム」に基づく優秀・有用な人材の確保や育成等に努め、警察活動の推進に不可欠な車両等を整備・充実するとともに、身近な事件・事故防止のためのパトロール活動の強化、定数確保のための採用方法の検討、緊急車両訓練地の確保の検討、警察官による不祥事防止対策の徹底による規律の向上など、警察組織・活動基盤の強化を図ること。

2 交通安全対策の推進

本年7月末現在、本県の交通事故死者数は前年を上回るとともに、全

国ワースト2位となっているところから、県民の安全・安心な暮らしの確保を図るためには、早急に対策を講じる必要がある。

今年度の本県の交通安全実施計画の最重点課題を「子どもと高齢者の交通安全」として、児童生徒や高齢者等を対象にした交通安全教育の充実を図るなど、各般の対策が推進されているが、とりわけ、児童が安全に通学できるよう道路管理者と連携して通学路における歩道整備や通過交通の抑制を推し進めるとともに、生活道路においても歩行者の安全が確保できる最高速度を設定するなど、効果的な交通規制を実施すること。

また、近年増加している自転車と歩行者との事故を防止するため、歩行者・自転車分離大作戦を推進するとともに、交通安全協会とも連携しつつ自転車交通安全教室の開催等を充実する一方で自転車利用者の交通違反に対する指導警告や取締りを徹底すること。

3 青少年犯罪対策の強化及び青少年の健全育成

青少年犯罪の低年齢化、悪質化が進んでいるだけでなく、刑法犯少年の再犯者率も上昇傾向にあることから、その発生や再犯防止に向けた対策強化が強く求められている。

そこで、青少年犯罪・非行に係る情報収集等に努めるとともに、家庭や学校、地域等との連携を図り、早期かつ的確な対応による非行の未然防止に努めること。

また、ひったくり等の街頭犯罪を敢行する非行少年グループの補導活動を強化すること。

さらに、店舗や自動販売機でも購入できる脱法ドラッグについても、青少年への悪影響が深刻な社会問題となっていることから、実態把握に努め、その危険性やモラルの周知について積極的に啓発活動を行うとともに、県と連携し、店舗等への徹底した立ち入り調査の実施をはじめ効果的な取締りを更に強化すること。

4 安心して暮らせる環境づくり

配偶者暴力、児童・高齢者虐待、いじめ事案、子どもや女性に対する

性犯罪は、近年増加傾向にあるが、いずれも社会的弱者が被害者となっている。

また、振り込め詐欺、還付金詐欺等の特殊詐欺による被害件数及び被害総額は、昨年度に比較して大幅な増加傾向にあり、これも高齢者等を狙った悪質な犯罪である。

そのほか、ストーカーによる被害件数も増加するなど、県民の安全・安心な暮らしが脅かされている状況にある。

県警察においては、県民に不安を与えているこうした犯罪等に対して、抑止・検挙の徹底に努めているところであるが、被害の増加傾向を勘案すると、より一層強力な対策の強化が求められている。

そこで、検挙の徹底はもとより、加害者及び被害者の特徴等を分析し、手口や被害の実態について把握に努めるとともに、県が設置する地域安全まちづくり推進員や地縁団体、学校、福祉施設等との連携による緻密な啓発活動等の推進、金融機関等と連携した窓口での被害抑止等の対策を組み合わせながら、社会的弱者への犯罪等の撲滅及び被害発生を抑止に向けた取組を推進すること。

5 安全に利用できるサイバー空間の確保

サイバー犯罪件数については、平成 23 年度に一旦減少したものの、平成 24 年度にはまた増加し、過去最高を記録した。今後も、ICT化の一層の進展とサイバー犯罪の高度化・多様化により、県民の安全・安心な暮らしが脅かされることが考えられる。

また、コミュニティサイト等による児童買春・児童ポルノ事犯など青少年が犯罪被害にあう事件や誹謗中傷の書き込みによるいじめ、インターネット上の有害情報による青少年への悪影響が深刻な社会問題となっている。

そこで、県民が安心してサイバー空間を利用できるよう図るため、警察庁や民間事業者等とも連携し、犯罪者の検挙はもとより、被害に遭わないための広報活動の充実・強化等より一層の取組を推進すること。

(5 項目)